羽村市市民提案型協働事業

★はむら市民ギャラリー

はむら市民ギャラリーは文化芸術の振興を目的に市民が自主的に管理・運営する市民ギャラリーです。

第二十六回作品展

青秀会書道展

青秀会は、中村青秀さんの指導のもと、10人の生徒が書道を学んでいます。今回は、その生徒の作品を中心に展示します。

日　時　8月5日(日)～12日(日)の午前10時～午後5時(最終日は午後3時まで)
会　場　コミュニティセンター2階談話ホール
主　催　市民ギャラリー運営委員会
※羽村市民が創作した作品の展示発表を支援する団体です。
協　働　地域振興課市民活動センター係
問合せ　市民ギャラリー運営委員会（伊藤）☎090－6533－0229

★コミュニケーション力をアップする

「対話」を活発にする技法を学びながら、コミュニケーション力を高める講座です。

ホワイトボードミーティング®

難しい話でも相手にわかりやすく伝えるために、ホワイトボードを活用する方法を身につけます。

日　時　8月18日(土)午前10時～午後4時（1時間のお昼休憩あり）
会　場　ゆとろぎ2階講座室2
定　員　20人（先着順）
費　用　500円（資料・お茶代）
内　容　ホワイトボードを有効活用し、議論を「見える化」する
講　師　浦山絵里さん（ひとづくり工房esuco代表・ナースファシリテーター）
主　催　social unit UDON
※対話づくりの支援をしている団体です。
協　働　地域振興課市民活動センター係
申込み・問合せ　8月1日(水)～13日(月)に、電話または直接地域振興課市民活動センター係(内)632へ
※Eメールの場合は、social unit UDONへ ✉ome.udon@gmail.com(フェイスブックのメッセージでも受け付けます)

■今後の予定

日　程	講座名
9月1日(土)	対話の促進
10月27日(土)	ワークショップを体験する
11月11日(日)	対話の見える化
12月8日(土)	ファシリテーショングラフィック
平成31年1月19日(土)	紙芝居プレゼンテーション

★環境講演会

「美しい地球を子どもたちに」

地球温暖化など地球環境の悪化が心配されています。地球は、今どうなっているのか、その現実・現状を知って共に行動しましょう。

また、環境について活動している「エコライフ羽村」の取組みについても紹介します。

日　時　9月8日(土)午後1時30分～4時30分（開場午後1時）
会　場　産業福祉センター2階1ホール
定　員　120人（先着順）
費　用　300円（資料代）
講　師　高木善之さん（NPO法人ネットワーク『地球村』代表）

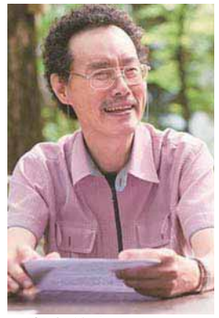
▲高木善之さん

主　催　エコライフ羽村
※環境問題のDVD上映会や、食の安全などの啓発活動に取り組む団体です。
協　働　地域振興課市民活動センター係
問合せ　エコライフ羽村（倉地）☎570－7370

講演会　子どもの虐待 ～地域で支える子どもの笑顔～

児童虐待による痛ましい事件が後を絶ちません。虐待による傷は、目に見えるものだけではありません。

子どもはいろいろな形でSOSを出します。家庭環境もさまざまな中で、虐待を未然に防ぐためには、子どもや保護者のサインを早期に捉え支援につなげることが大切です。

講師の白川さんは女性や子どものトラウマ治療を専門とし、その第一線で活躍している精神科医です。

多様な角度から虐待を見つめ、地域でできる支援について考えます。

日　時　8月22日(水)午後3時～5時
会　場　ゆとろぎ小ホール
対　象　幼稚園・保育園、小・中学校、行政機関などで子育て支援に関わる方や、テーマに関心のある市内在住の方
定　員　200人（先着順）
講　師　白川美也子さん（こころとからだ・光の花クリニック院長）
申込み・問合せ　8月1日(水)～17日(金)に、電話または直接子ども家庭支援センターへ☎578－2882

産　業

工場・指定作業場の設置・認可の届出について

工場を新たに設置する場合または認可を受けた工場や設備を変更する場合には、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）の規定により、認可を受けることが必要となります。

建物の構造や設備機械の配置をはじめ、公害防止措置などを記載した工場設置（変更）認可申請書を、着工60日前までに市へ提出してください。

■工　場

次の物品の製造、加工または作業を常時行う工場が対象です。

①定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用するもの
②定格出力の合計が0・75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する特定作業(例…印刷・製本など)
③条例で定める特定の作業（例…金属の酸洗い、ドライクリーニング、金属の切断など）

■指定作業場

自動車駐車場・ガソリンスタンドなどの公害が発生しやすい作業場は環境確保条例により、指定作業場と定められています。

指定作業場を新たに設置または届け出済みの作業場や設備を変更する場合には、着工30日前までに、市に設置（変更）届を提出することが必要です。

※指定作業場とは、条例に定められた内容の作業を行う場所のことです。
※いずれも、面積要件はありません。

申請手数料

■工場設置認可手数料

作業場の床面積の合計面積で異なります。

・500平方メートル以下…8700円
・500平方メートルを超え1000平方メートル以下…1万4200円
・1000平方メートルを超えるもの…2万200円

工場変更認可手数料

・1件につき…7600円

罰則など

認可を受けず工場を設置した場合など、次の罰金があります。

・認可を受けず工場を設置した者…50万円以下の罰金
・指定作業場の届出をせずまたは虚偽の届出をした者…25万円以下の罰金
・工場変更認可を受けずまたは指定作業場の変更届を提出せずに変更した者…15万円以下の罰金
・指定作業場の設置・変更について実施制限期間のうちに、設置または変更した者…15万円以下の罰金
・工場の認定を受けずに使用を開始した者…10万円以下の罰金
・立入検査の拒否などをした者…15万円以下の罰金

※なお、法人の代表者、代理人、使用人、そのほか従業員などの違反行為者とともに法人も同時に罰せられます。また、東京都公害監察員による立入検査なども行っています。適切な手続きをお願いします。

問合せ　環境保全課(内)226

募　集

羽村市スポーツ奨励賞表彰対象者募集

10月7日(日)に行う羽村市市民体育祭で、スポーツなどで優秀な成績を収めた方を表彰します。

表彰対象　市内在住の方または市内に活動拠点のある団体（高校生以上）で平成29年9月1日～平成30年8月31日に行われた大会で次の基準に該当する方

表彰基準

①高校生・大学生など…関東全域程度の大会・全国大会・国際大会に出場
②団体または高校生・大学生以外…関東全域程度の大会で8位以内入賞・全国大会や国際大会に出場

※自薦・他薦は問いません。
※当該大会および出場資格を得た前段の大会のプログラムや表彰状などで大会名および入賞したことを確認できるものを持参してください。
※過去に表彰された方は対象となりません。

申込み・問合せ　9月1日(土)まで（月曜日を除く）の午前9時～午後5時に、電話または直接スポーツセンターへ☎555－0033